

令和4年度 一般入学試験における新型コロナウイルス感染症に
罹患等した出願者の「特別措置」について

新型コロナウイルス感染症に罹患したこと等の理由により、一般入学試験を受験できない場合は、希望により追試験への振替による「特別措置」を実施しますのでお知らせいたします。

なお、当該理由で欠席する場合は、試験当日の8:30までに、必ず姫路医療センター附属看護学校（tel 079-222-4530）へ電話連絡してください。入試当日の8:30までに連絡がない場合は、通常の欠席扱いになり、追試験への振替は出来ませんのでご注意ください。

※追試験への振替を行うには、当校より追試験の受験対象者と認められた場合に限りです。

1. 対象入試

一般入学試験：一次試験日：令和5年1月19日（木）

※4校統一日程

2. 「特別措置」の対象者

次のいずれかに該当し、一般入学試験を受験できなかった者で、第一志望とする学校より、追試験の受験対象者と認められた者。

- ① 新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院中または宿泊療養・自宅療養期間中の者
- ② 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に該当すると判定され、保健所等の指示により、試験当日に健康観察や外出自粛を要請されている者
- ③ 海外から帰国あるいは来日し、待機期間中の者
- ④ 試験当日、自宅等で検温し、体温が37.5度以上あった者
- ⑤ 試験当日、新型コロナウイルス感染症の症状（発熱、咳、倦怠感、味覚・嗅覚障害、その他）がある者
- ⑥ 試験当日、試験会場での検温において、体温が37.5度以上ある者
- ⑦ 試験中に新型コロナウイルス感染症の症状（発熱、咳、倦怠感、味覚・嗅覚障害、その他）に該当するような体調不良となった者、あるいはそのように係員が判断した者

3. 「特別措置」の概要

対象者には、以下の日程で追試験を設けます。

■追試験日程：令和5年2月2日（木）（二次試験（面接）も同日に実施します。）

※追試験の試験レベルは当初の一般入学試験と同様となります。

※追試験についての追試験はありません。